

## 支援事業・制度の概要

分野	⑧学術・文化・スポーツ
活用する場面	VI「地域づくりの事業や活動について資金助成を受けたい」場面
事業・制度の名称	国指定文化財管理費補助金
趣旨	国指定文化財の所有者等が行う防災設備の保守点検等維持管理に要する経費の一部を助成します。
実施主体	国指定文化財の所有者等
支援対象事業	国指定文化財を維持管理するために所有者等が行う国指定文化財管理事業
採択要件、補助要件	国指定文化財を維持管理するために所有者等が行う国指定文化財管理事業
補助率、補助限度額等	予算の範囲内で、国指定文化財の所有者等が行う文化財の維持管理に要する経費に対し、県がその一部を助成します。(国1/4 県1/4 市1/4 所有者1/4)
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	国指定文化財の所在する市町の文化財保存事業計画により、事業実施年度当初に補助対象事業を決定
最近の実績	平成23年度 国指定文化財国宝「太山寺本堂」(松山市)等9件の防災施設保守点検・環境整備事業
県の担当窓口	文化財保護課 文化財保護係 TEL 089-912-2976 FAX 089-912-2974 E-mail:bunkazaihogo@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	_____
関係URL	_____